

令和2年第4回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 令和2年4月15日(水)午後2時00分～午後2時55分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4階 正庁ホール
3. 出席委員数 12名
4. 欠席委員数 3名

会長	15番	後藤 敏生	出						
委員	1番	麻生祐三子	出	6番	津高 昭基	出	11番	神志那静清	出
	2番	後藤 綾子	出	7番	森田 孝市	出	12番	工藤 妙子	出
	3番	田島 茂	出	8番	小野伊八郎	出	13番	神田 隆善	欠
	4番	清田 義幸	欠	9番	衛藤 英教	出	14番	安藤 哲生	出
	5番	木津 一秀	出	10番	矢野 源平	欠			

5. 議事録署名委員の指名

1番 麻生 祐三子 14番 安藤 哲生

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇
係 長 藤田 美智
係 員 川原 一仁 工藤 俊夫

7. 議事日程

- (1) 議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
- (2) 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 議案第21号 農地移動適正化幹旋委員の指名について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は12名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。
それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長をお願いいたします。

(1) 開 会

議長 みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。（以下省略）
皆様方の慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしくをお願いします。

先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は12名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんをお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。

また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方は電源を切っていただくか、マナーモードにしてください。

それでは、ただいまから令和2年第4回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

（とき：午後2時10分）

(2) 議事録署名委員の指名

議長 日程2の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第20条第2項の規定により、私より指名します。1番 麻生祐三子 委員、14番 安藤哲生 委員をお願いします。

(3) 報告事項

議長 日程3の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告であります。令和2年第3回定例総会から本日の令和2年第4回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。

まずは、資料1をご覧ください。

その中から、※のついた2点について、2ページに会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。ここで、会長報告には挙げていませんが、3月19日に常設審議委員会があるはずでしたが、これも自粛のため開催しないということで、書面決議で可決をみたとろでございます。それと3月25日にも県農業会議の臨時総会が開催される予定でありましたが、これも書面決議で可決をみたとろでございます。（資料1を朗読）

私からの報告は、以上です。

議長 続いて、「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局の説明を求めます。

事務局 それでは事前に配布しています議案書の1ページをお開きください（議案書のとおり、報告第3号の27案件について朗読）。

以上、報告いたします。

会長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員 [ありません]の声あり

会長 質問が無いようですので、次に進みます。

(4) 議事

議長 これより、日程4の議事に入ります。

「議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」を議題とします。それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課農政企画係の大野と申します。4月より佐々木の後任として着任しました。どうぞよろしくお願いたします。

それでは農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）について説明させていただきます。別冊の議案第18号をご覧ください。議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）を別紙のとおり策定するため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求めます。令和2年4月15日提出 豊後大野市長 川野文敏（議案書に基づいて令和2年4月16日公告予定分を朗読）以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。

この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、議案第18号について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑はありませんか。無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」は、原案のとおり決定されました。

議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。

（とき、午後2時22分）

議長 それでは、再開します。

（とき、午後2時23分）

議長 次に「議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは議案書の6ページをご覧ください。あわせて、本日お配りしました概要書もお

開きください。

「議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号 1 番から番号 5 番までの 5 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番から番号 5 番までの 5 案件について、
地区審査会の報告を求めます。
まず、番号 1 番の案件を 18 番 佐藤正雄 委員にお願いいたします。

18 番委員 18 番 三重の佐藤正雄です。4 月 7 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。
番号 1 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転であります。
譲受人は、申請地の内田 403 番の管理を依頼され耕作してきましたが、譲渡人より管理地を含め 4 筆の農地の所有権移転の相談があり、申請地 4 筆とも自身の経営地の隣地で利便性がよいことから、売買での話がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、120 アールとなり下限面積の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。
以上、報告します。

議長 次に、番号 2 番の案件を 30 番 志賀義和 委員にお願いいたします。

30 番委員 30 番、朝地の志賀義和です。4 月 7 日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。
番号 2 番の案件ですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。
譲受人は空き家バンク制度を利用し、令和 2 年 3 月に譲渡人所有の居宅を購入しました。譲渡人は市外在住で農地の管理が困難なため、空き家に 付随した農地の指定申請をし、令和元年 11 月定例総会において承認されました。申請地は、譲受人が居住する予定の居宅に隣接する農地で、利便性が良い事から、売買で話がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は 20 アールとなり、指定農地の 1 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。
以上、報告します。

議長 次に、番号 3 番の案件を 36 番 羽田野成美 委員にお願いいたします。

36 番委員 36 番、羽田野成美です。4 月 6 日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。
番号 3 番の案件ですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。
譲渡人は、申請地を基盤強化法により賃貸借していましたが、更新を断られたため譲受人に相談をしました。申請地は譲受人の圃場に隣接しており利便性が良いため、売買で話

がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は81アールとなり、下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号4番の案件を37番 衛藤幸也 委員にお願いいたします。

37番委員 37番、大野の衛藤幸也です。4月6日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号4番の案件ですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの贈与による所有権移転についてであります。

譲渡人は申請地を遠縁より相続しましたが、農業経営の規模を拡大する予定は無く、また自身の耕作地と離れており利便性が悪いため、申請地の近くに居住している譲受人に相談をしました。譲受人も自身の圃場に隣接しており利便性が良いため、贈与で話がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は131アールとなり、下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号5番の案件を40番 山崎淳三 委員にお願いいたします。

40番委員 40番、千歳の山崎淳三です。4月6日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号5番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権の移転についてであります。

譲渡人は申請地を相続で取得しましたが、市外在住で農地の管理が困難なため、譲受人に相談しました。譲受人も自身の経営地の隣接地で利便性が良いことから、売買で話がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は191アールとなり、下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第19号の番号1番から番号5番までの5案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 私からいいですか。この1番の案件ですが、この●●さん、私もご存じですが、83歳で、以前農地を売ってないかな。

事務局 その通りです。

議長 高齢で農地を売ったはずなんですけど、私もこの●●さん知ってるので、以前挙がった時に、結局また今度も農地を購入すると、何かこう辻褄が合わないような感じがするんで

すけど、まあ売買で農地を使うと言えば、それはしょうがないことなんですけど、やはりこういう時にはちょっと一言言う方がいいのかなと思います。3条で農地は農地として使うことはいいんですけど、やはり売ってまた買うということは、ちょっとどうか。高齢でできないから売って、また高齢だけど買うという、この状態だったら農地として使うんですよね？今後どうなるか、それはわかりませんが、まあそういう所も今後気をつけていただきたいなど。お願いします。

議長 他に質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第19号の番号1番から番号5番までの5案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第19号の番号1番から番号5番までの5案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により「議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1番から番号5番までの5案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは引き続き、議案書の7ページをお開きください。あわせて概要書と図面もお開きください。

「議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号1番から番号5番までの5案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。

ここで、番号4番の案件につきましては、40番委員の本人が関係していることから、まず先に番号1番から番号3番及び番号5番の4案件を審議し採決します。その後、農業委員会会議規則に基づき、40番委員に退席をお願いし、番号4番の案件を審議のうえ採決することとしますので、よろしくをお願いします。

それでは、番号1番から番号3番及び番号5番の4案件について、地区審査会の報告を求めます。

それでは、番号1番から番号3番までの3案件を11番 神志那 静清 委員にお願いいたします。

11番委員 11番 三重の神志那静清です。4月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号1番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの所有権の移転に伴う、農地の転用の件についてであります。

申請地は、三方を譲受人の土地に囲まれており、農業用機械の搬入が困難なため果樹が植えられており、譲受人が数年前より、管理を行ってきました。今回、譲渡人と売買での話がまとまり、今後は庭園として管理したいため、桜1本紅葉15本サツキ20本ツツジ36

本を整備する計画で、申請を行ったものです。

審査の結果、許可基準の農地区分 第3種農地 に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のエの(イ)の第3種農地の転用は許可することが出来るに該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に、番号2番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さん・●●●●さんへの所有権の移転が伴う、農地の転用の件についてであります。

申請地は、昭和48年3月、申請者の●●さんの亡義兄にして●●さんの亡父が住宅を新築した際、進入路として整備しました。奥の農地を含めた申請地は●●さんが相続しましたが、住宅を相続した●●さんが、住宅への進入路が無いため、協議した結果、お互いの進入路として利用しているため共有名義にする事で話がまとまりました。その際、申請地が農地であることがわかり、必要最低限で分筆後、是正のため申請するものです。

審査の結果、許可基準の農地区分 第3種農地 に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のエの(イ)の第3種農地の転用は許可することが出来るに該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に、番号3番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの所有権の移転が伴う、農地の転用の件についてであります。

譲受人は現在、三重町内の借家にて親子4人で生活していますが、子の成長に伴い手狭となってきたため、住宅の新築を計画しました。適当な土地を探していたところ、申請地を見つけ譲渡人に相談した結果、売買で話がまとまり、申請するものです。

審査の結果、許可基準の農地区分 第3種農地 に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のエの(イ)の第3種農地の転用は許可することが出来るに該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長

次に、番号5番の案件を5番 木津一秀 委員にお願いいたします。

5番委員

5番 犬飼の木津一秀です。4月7日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号5番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。

譲受人は、市内にある譲受人の実家で、家族6人で生活していますが、子供の成長に伴い現在の住居が手狭になってきたため、住宅の新築を計画しました。通学に利便性が良い場所で農地以外の土地を探しましたが、計画に見合う適当な土地が見つからず断念していたところ、申請地を見つけ、譲渡人と相談した結果、売買で話がまとまったため、申請を行ったものです。

審査の結果、申請地は許可基準の農地区分 第2種農地のその他の農地 に該当し、許可基準の11項目について不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のカの(イ)の申請地に代えて、周辺の他の土地では、当該申請に係る事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長

地区審査会の報告が終わりました。議案第20号の番号1番から番号3番及び番号5番の4案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第 20 号の番号 1 番から番号 3 番及び番号 5 番の 4 案件については、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第 20 号の番号 1 番から番号 3 番及び番号 5 番の 4 案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 20 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」の番号 1 番から番号 3 番及び番号 5 番の 4 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、番号 4 番の 1 案件を審議しますので、40 番委員は退席をお願いします。

議長 それでは、番号 4 番の案件を 7 番 森田孝市 委員にお願いいたします。

7 番委員 7 番 千歳の森田孝市です。

4 月 6 日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 4 番の案件についてですが、貸人 ●●●●さんから借人 有限会社 ●●●● 代表取締役 ●●●●さんへの貸借権の設定を伴う、農地の転用の件についてであります。

借人は、貸人が代表取締役を務める会社で、運送業を行っています。事業規模を拡大したため所有車両台数が増え既存施設では管理が難しくなったことと、今後の規模拡大のために新たな車両管理スペースを確保することが必要になったため施設用地を拡張する計画を立てました。農地以外で条件に合う土地を探しましたが見つからず断念していたところ、貸人所有の土地が候補に挙がり、使用貸借をしたいと思い、申請するものです。

審査の結果、許可基準の農地区分 第 1 種農地 に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の e の (e) の既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに限る）に該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 20 号の番号 4 番の 1 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第 20 号の番号 4 番の 1 案件につきましては、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第 20 号の番号 4 番の 1 案件について、原案のとおり許可

することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 20 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」の番号 4 番の 1 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 40 番委員の入室を認めます。

議長 次に、「議案第 21 号 農地移動適正化斡旋委員の指名について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の 8 ページをお開きください。
「議案第 21 号 農地移動適正化斡旋委員の指名について」
(議案書のとおり、番号 1 番の 1 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。質疑ありませんか。

委員 [ありません]の声多数

議長 無いようですので、質疑を打ち切ります。
斡旋委員は、農業委員会が指名することとなっています。あらかじめ地区審査会等で推薦されていますので、私から斡旋委員を指名いたします。
それでは、番号 1 番の案件を、10 番 矢野源平 委員と 30 番 志賀義和 委員にお願いいたします。

議長 なお、この案件については、お世話していただく斡旋委員をご指名いたしました。迅速かつ適切な斡旋処理を行うためには、斡旋委員のみならず、他の農業委員さんの支援や協力も不可欠であると考えています。積極的な情報の提供等、御支援、御協力のほどよろしくお願いいたします。

議長 これをもちまして、令和 2 年第 4 回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。
(とき、午後 2 時 55 分)

議事録署名委員 1 番委員 麻生 祐三子

〃 14 番委員 安藤 哲生